

## 「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査」業務についてのご案内

都市の低炭素化の促進を図り健全な発展に寄与することを目的とした「都市の低炭素化の促進に関する法律」（平成24年法律第84号）に基づき所管行政庁が行う低炭素建築物新築等計画の認定に際し、必要な要件である低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査並びに適合証の交付業務についてご案内いたします。

1. 業務開始：2012年12月4日
2. 業務区域：日本全域（市街化区域等に限る）
3. 業務範囲：【用途】 一戸建ての住宅、共同住宅等、複合建築物、非住宅建築物  
【工事種別】 新築、増築、改築、修繕又は模様替、空気調和設備等の設置、空気調和設備等の改修
4. 業務内容：申請図書等に基づき、低炭素建築物新築等計画の認定に際し、必要な要件である低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査並びに適合証を交付します。

### 5. 審査料金： (税込)

一戸建ての住宅		単独審査	審査利用
		36,300円	12,100円
共同住宅	判定対象面積 (㎡)	共用部の計算を含む場合	共用部の計算を含まない場合
	300未満	44,000円+戸数×4,400円	
	300~1,000未満	121,000円+戸数×3,850円	60,500円+戸数×3,850円
	1,000~2,000未満	165,000円+戸数×3,300円	93,500円+戸数×3,300円
非住宅	判定対象面積 (㎡)	標準入力法	モデル建物法
	300未満	143,000円	82,500円
	300~1,000未満	198,000円	110,000円
	1,000~2,000未満	352,000円	154,000円

※一戸建ての住宅の「審査利用」とは、当社に設計住宅性能評価、長期使用構造等確認を申請している場合に限り、ただし当初の審査と内容が異なる場合は、単独審査の扱いとなります。

※変更申請料金は当初の審査料金の1/2とします。ただし当初の申請が審査利用であった場合で、低炭素建築物認定に係る技術的審査のみ変更申請を行うときは単独審査の審査料金の1/2とします。

※審査を行う前に取り下げた場合の事務手数料は、5,500円とします。

※誤記訂正、軽微な変更もしくは評価書の再発行を行った場合の事務手数料は5,500円とします。

※書面による申請の場合、または電子申請で書面による交付を希望する場合は2,200円を加算します。

6. 手続き：別紙「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査要領」をご覧ください。

7. お問い合わせ：株式会社ハウスジーマン 審査部 審査室 TEL：03-5408-8496（本社）  
TEL：092-433-2868（西日本支店）

別紙「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査要領」

1. 手続きの流れ



2. 必要書類

図書種類		明示すべき事項
低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼書		※弊社ホームページから書式をダウンロードできます。
認定申請書		書式は各所管行政庁へご確認ください。
設計内容説明書		建築物又は住宅の断熱性能等の説明 ※弊社ホームページから書式をダウンロードできます。
一次エネルギー消費量計算プログラムによる出力表		※住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム にご います。( <a href="https://house.lowenergy.jp/">https://house.lowenergy.jp/</a> )
カタログ等		算定用プログラム出力表の設備機器等の性能値等が確認出来る もの
各種図面 計算書他	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建物の位置、低炭素化に 資する設備等及び措置等の位置
	仕様書（仕上表含む）	部材及び低炭素化に資する設備等及び措置の種別、外壁等・開口部 の仕様、構造、寸法及び取付方法
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、室の名称、用途及び寸法、壁の種類及び位置、 開口部の位置及び構造、天井の高さ、範囲及び面積、低炭素化に資 する設備等及び措置の位置
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	用途別床面積表	複数の用途を有する建築物の場合の、用途別床面積の一覧
	立面図	縮尺、外壁等の仕様及びその範囲と面積、低炭素化に資する設備等 及び措置の位置
	矩計図	縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造（断熱含む）、軒の高さ、 軒及びひさしの出、小屋裏の構造、各階の天井の高さ、天井の構造、 床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造、外皮の断熱の材料の 種別及び寸法
	各部詳細図	縮尺、外壁、開口部、断熱部その他の部分の材料の種別及び寸法、 各種設備の構造方法
	基礎伏図	縮尺並びに構造躯体・断熱の材料の種別及び寸法
	各種計算書等 その他	U値、η値計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容 審査に係る各種材料等の認定書、型式認定等の証明書類、その他必 要な書類等

※上表の明示すべき事項を他の図書に明示しても構いません。

※空調設備等の設置若しくは改修の場合は別途必要な図書が生じます。